

加茂市不妊治療助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、当該夫婦（事実婚を含む。以下同じ。）が受ける不妊治療若しくは不妊検査（以下「不妊治療等」という。）に要する費用に対し、予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 医療費助成の対象となる者は、不妊治療等を受けた夫婦であって、次の各号のすべてに該当するものとする。

（1）治療期間及び申請日において、夫婦いずれかまたは両方が加茂市内に住所を有しているもの。原則、法律婚を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚関係にある者も対象とする。

（2）市税等を滞納していないもの。

（3）他の都道府県及び市区町村において、当該不妊治療等に係る医療費助成を受けていないもの。

(対象となる治療等)

第3条 対象となる治療は医師が必要と認めたものであって、不妊治療等に係る医療費の医療機関に支払った額とする。

ただし、入院費、食事料、文書料、消費税等は助成の対象とならない。

(助成の額)

第4条 助成額は、不妊治療等に要した費用に対し、1年度50万円を限度とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、治療終了後、速やかに別記第1号様式「不妊治療助成事業費補助金申請書」に別記第2号様式「不妊治療助成事業受診等証明書」を添付して、市長に申請を行うものとする。

(助成の決定)

第6条 市長は申請受理後、速やかに審査を行い、助成の可否及び金額について書面をもって申請者に通知する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施し、適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施し、適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施し、適用する。

2 この要綱は、令和4年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から実施し、適用する。
- 2 この要綱は、令和5年4月1日以後に実施された不妊検査及び不妊治療について適用する。